

## 本人申告の変更手続きについて (同姓同名)

一般社団法人全国銀行協会  
全国銀行個人信用情報センター

### 1. 必要書類

本人申告の変更のために必要な書類です。以下の説明をよくお読みいただき、(1)~(5)の資料等をご準備のうえご郵送ください(郵送以外の方法はお受けしていません)。

必要書類に不足等がある場合には、本人申告の変更をお受けできません。

**あわせて「本人申告変更登録申請書に係る承諾事項」を必ずお読みください。**

なお、本申告に関する資料等は、返却いたしませんのでご了承ください。

未成年者の本人申告情報を変更する場合は、法定代理人からの申請が必要です。センターから専用の申請書を送付いたしますので、お問い合わせのうえ、ご請求ください

#### (1) 本人申告変更登録申請書

必要事項を記入してください(変更内容は、該当箇所のみご記入ください)。

**変更箇所が住所・電話番号、勤務先名・電話番号の場合、変更日も併せてご記入ください。**

**「本人申告追加登録申請書」には戸籍の附票の写しに掲載されている住所のみを登録することができます。**  
登録希望する住所のみをご記入ください。

また、申告コメントを変更する場合は、2.【申告コメントの例】をご参照ください。

#### (2) 本人確認資料(1種類または2種類)(本人については登録時にお送りした「本人申告登録通知書」(後述の(5))の写しを同封いただければ、本人確認資料のご提出は不要です。)

- 本人確認資料は、氏名・生年月日・住所が確認できる資料(1種類は現住所を確認できるもの)で、日本国内の官公庁等(健康保険組合を含み、外国政府機関を除く。)が発行した、有効期限内のものが必要です。下表のI群から1種類、またはII群から2種類を同封ください。

〔I群〕(1種類でよい書類)	ご注意点
A.運転免許証(コピー)	住所の変更がある場合はうら面もコピー
B.運転経歴証明書(コピー)	平成24年4月1日以降交付のものに限ります
C.住民基本台帳カード(コピー)	顔写真があるものに限ります
D.個人番号カード(写真あり)(コピー) (マイナンバーカード)	<b>「通知カード」は、本人確認資料に当たりません</b> おもて面のみをコピーしてください
E.各種障がい者手帳(コピー)	-
F.在留カードまたは特別永住者証明書(コピー)	-

〔II群〕(2種類必要な書類)	ご注意点
G.パスポート(旅券)(コピー)	現住所記載の面もコピー
H.各種健康保険証(コピー)	現住所記載の面もコピー
I.公的年金手帳(証書)(コピー)	住所が確認できるもの
J.戸籍全部(個人)事項証明書(発行日から6か月以内の原本)	-
K.住民票(発行日から6か月以内の原本)	個人番号の記載のないもの
L.印鑑登録証明書(発行日から6か月以内の原本)	-

- 個人番号が記載された「通知カード」や「個人番号カード」のうら面の写しをご送付いただいた場合は、ただちに復元不能な方法で廃棄いたします。また、本籍や個人番号の記載のある住民票をご送付いただいた場合は、本籍や個人番号部分を見えないようにマスキングを行います。

- 基礎年金番号、各種健康保険証の記号、番号、枝番およびQRコードが記載されている場合は、見えないようにマスキ

グをしてください。

- ・現住所の記載がある本人確認資料がない場合は、現住所が記載された公共料金の請求書、領収書等（発行日から6か月以内のもの）のコピーを同封ください。
- ・ご送付いただいた資料等は、原則、返却いたしません。

**(3) 戸籍の附票の写し（居住地の移動がわかる資料）**

過去に居住した旧住所を追加で登録したい場合は、本籍地の市区町村役所から取り寄せたものを同封してください。なお、5年以内に本籍地を移転している場合は、旧本籍地の戸籍の附票の除票の写しも必要になりますので、旧本籍地の市区町村役所から取り寄せたものをあわせて同封してください。

現在の市区町村に継続して5年以上お住まいの場合、住民票によりその旨が確認できるときは、戸籍の附票に替えて住民票でお受けいたします。また、住民票と前居住地の住民票の除票により確認できるときも同様です。

\* 外国籍の場合は、戸籍の附票の写しに代え、「外国人登録原票」の写しをご提出ください。

**(4) 切手**

登録通知書を簡易書留でご送付するための郵送料として404円を同封してください。  
おつりは返却いたしません。

**(5) 本人申告登録通知書または情報明細表のコピー**

本人申告の登録をした際に当センターからお送りした通知書または明細表のコピーを同封してください。  
お送りした通知書または明細表が見当たらない場合は、その旨を「本人申告変更登録申請書」に記入してください。

**2. 【申告コメントの例】**

例1：私と同姓同名の別人がいますので、ご注意ください。

例2：私は、〇〇市以外の地に住んだことはありません。

**3. 申請書等の送付先**

〒100 - 8216  
東京都千代田区丸の内1-3-1  
一般社団法人全国銀行協会  
全国銀行個人信用情報センター(本人申告) 行

切り抜いて郵送の宛名として  
ご使用ください。

以 上

一般社団法人全国銀行協会  
全国銀行個人信用情報センター 御中

私は、「本人申告変更登録申請に係る承諾事項」を承諾のうえ、下記1の本人申告について下記2のとおり変更登録を申請します。

本人申告変更登録申請書 (同姓同名)

フリガナ  
生年月日 □大正 □昭和 □平成  
年 月 日  
フリガナ  
変更前 千 ( )  
自宅住所等 (自宅電話番号) ( ) -

日中の連絡先 (日中にお問合せができる連絡先の電話番号) ( ) -  
※ご連絡がつかない場合、申請書に記載のいずれかにお電話をさせていただく場合がございます。  
※内容のご確認ができないときは、変更ができない場合がございますのでご注意ください。

1. 変更登録を申請する本人申告

申告日 令和 年 月 日  
取扱番号

∴本人申告登録通知書に記載されている取扱番号を記入してください。

2. 変更内容

a. 住所・電話番号 (変更日: 年 月 日)

フリガナ (75文字)  
自宅住所 千 ( ) (電話番号) ( ) - (50文字)

b. 勤務先名・電話番号 (変更日: 年 月 日)

フリガナ (30文字)  
勤務先名 (電話番号) ( ) - (20文字)

c. 申告コメント

∴申告コメントは、次のマス目 (100文字) に1文字ずつご記入ください (数字や句読点も1文字となります)。

Grid for comment input with 100 columns and 5 rows. Includes '以上' label.

※以下は当センターの使用欄ですので、記入しないでください。

添付資料 1. 戸籍附票 受付 年 月 日 承認 年 月 日  
本人確認 (1種類)□運転免許証等□住基カード□個人番号カード□各種障がい者手帳□在留カード等 (2種類)□パスポート□各種健康保険証 □公的年金手帳□戸籍謄本等□住民票□印鑑登録証明書 □その他 ( )  
承認者 照合 操作者 受付 切手  
資料番号

## 本人申告変更登録申請に係る承諾事項 (同姓同名)

### 1. 登録内容・登録期間

- 当センターは、本人からの申請にもとづき、本申請書に記載された氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先名等を本申告の受理後遅滞なく当センターに変更し、下記2. の目的で提供すること
- 本申請書に記載された申告コメント等の情報は、当初の**登録日(申告日)**から**5年間**経過後に自動的に削除すること
- 住所等が本申請書記載の文字数を超える場合には、適宜省略して登録するもの
- 旧字体、ローマ数字、・(中点)等センターで対応できない文字がある場合は、旧字体等は新字体、ローマ数字はアラビア数字に、・(中点)は空白で登録すること
- 申告コメントの変更は、当初の申告内容(同姓同名情報あり)を説明するものに限り登録すること(本人や家族等に対して貸出を行わないように依頼する内容は登録しないこと)。

### 2. 登録情報の利用目的・効果

- 本申請にもとづいて登録された情報は、**当センターの会員および当センターと提携する他の個人情報情報機関の会員※からの照会に応じて回答され、当該会員の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)のための参考資料として利用される場合があること**
- センターへの照会は**預金口座開設時には行われ**ないこと  
※加盟会員名等は次のホームページで確認いただけます。

○ 当センター	<a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a>	tel:03-3214-5020
○ 提携する個人情報情報機関		
・ ㈱日本信用情報機構	<a href="https://www.jicc.co.jp/">https://www.jicc.co.jp/</a>	tel:0570-055-955
・ ㈱シー・アイ・シー	<a href="https://www.cic.co.jp/">https://www.cic.co.jp/</a>	tel:0570-666-414

### 3. 登録情報の削除

- 本申請にもとづく登録を継続する必要がなくなった場合には、当センター所定の「本人申告削除申請書」を提出すること
- 本申請が虚偽または悪意により行われたと当センターが判断した場合には、当センターは本人に通知することなく本申請にもとづく登録を削除することができること

以 上